

販路開拓・知的財産権取得を支援します！

佐賀市市内企業競争力向上支援事業費補助金

競争力・経営基盤の強化のため販路開拓や知的財産権取得に取り組む中小企業等を支援します。

1 対象事業

【展示会・見本市等出展支援事業】

佐賀市内に本店を置く中小企業等が自社製品等の販路開拓のため、佐賀県外及びオンラインで開催される見本市・展示会等に出展する事業

【知的財産権等取得支援事業】

佐賀市内に本店を置く中小企業等が自社の競争力強化のため、特許権、実用新案権または意匠権を申請する事業

※特許権、実用新案権または意匠権以外の知的財産権（商標等）は対象ではありません。

※知的財産権等取得支援事業の申請は、知的財産権の出願等の日から1年以内です。

2 概要

	展示会・見本市等出展支援事業	知的財産権等取得支援事業
対象者	市内に主たる事業所を有するもの、ならびに市内中小企業者を代表企業とする中小企業者の組合およびグループ（製造業、建設業、運輸業および情報通信関連事業等に該当するもの）	
補助対象経費	会場借上料・会場装飾費・運搬費・旅費・出展料・コンテンツ制作費・その他市長が必要と認めるもの ※補助金交付決定前に支払いを行った経費は対象外です。	特許出願料・特許出願審査請求料・実用新案登録出願料・技術評価請求料・意匠登録出願料・出願等に係る弁理士報酬
補助率	補助対象経費の2分の1以内	
上限額	150,000円 （開催地が沖縄を除く九州地方、または中国地方及びオンラインの場合は100,000円） ※金融機関の支援を受けて販路開拓・拡大に取り組む場合は、補助限度額が300,000円（開催地が沖縄を除く九州地方、または中国地方及びオンラインの場合は200,000円）となります。	特許権 100,000円 （国際出願は150,000円） 実用新案権 50,000円 （国際出願は100,000円） 意匠権 100,000円

※補助金の申請は、年度内に1事業者あたり各事業1回です。

3 スケジュール



【問合せ先】
佐賀市役所工業振興課（市役所本庁6階）
TEL 0952-40-7101

詳しくは佐賀市ホームページ
「産業・事業者＜企業支援＞各種補助」
をご覧ください。

